

議事2 地域包括支援センターの評価結果について

I 評価方法等について

1 評価対象期間

令和6年（2024年）4月～令和7年（2025年）3月まで

2 評価方法

- ・昨年度、地域包括支援センター運営協議会（第2回）において決定した評価基準に基づき評価を行った。【別紙3】
- ・評価に当たっては、各地域包括支援センター（以下「センター」という。）がその運営状況などを踏まえて行った自己評価を基に、各区福祉課において各センターへのヒアリングを実施した。
- ・ヒアリングでは、自己評価の内容を深掘りし、数値だけでは見えない具体的な取り組み内容等を把握し、特に評価すべき取組があった場合は加点している。

【地域包括支援センターの評価項目及び項目数】

評価は、次の8つの大項目、計103項目の評価指標に基づき実施した。

項 目		項目数	
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	6項目	
2	組織・運営体制	① 事業計画について	4項目
		② 組織マネジメント・事務効率化について	7項目
		③ 人材確保・人材育成について	6項目
		④ 個人情報の取扱い・カスタマーハラスメントについて	5項目
3	総合相談支援事業	① ネットワークの構築について	7項目
		② 総合相談の実践について	4項目
		③ 家族介護者支援について	5項目
		④ 複合的な課題がある世帯への対応について	4項目
4	権利擁護事業	10項目	
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	① 介護支援専門員への支援について	7項目
		② 介護予防サービス計画の検証について	4項目
6	地域ケア会議	① 地域ケア会議の開催状況等について	6項目
		② 地域課題の把握・対応について	5項目
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	12項目	
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	11項目	
計		103項目	

[配点の基準]

〈基準〉 2点：評価基準の内容は概ね達成できている。(実績÷基準が1以上)
 1点：評価基準の内容の一部が達成できていない。(実績÷基準が0.5～1未満)
 0点：評価基準の内容はほとんど達成できていない。(実績÷基準が0.5未満)
 ※評価基準の内容は概ね達成できており、特に評価すべき取組みを行っている場合、
 行政にて加点(+1点)している。

Ⅱ 評価結果等について

《全体評価》

- 評価点の平均点は次表のとおりであった。

[評価点の状況]

区 分	令和6年度	基準点
全センターの平均点	206.4点	206点

- ・ 全27センターの評価を見ると、全27センターの平均点が206.4点となり、基準点の206点をわずかに上回る結果となった。
- ・ 多くのセンターにおいて地域の実情に応じた工夫ある取組が展開され、「地域包括ケアシステムの構築・推進」や「権利擁護事業」など多くの項目において、基準点を上回る結果となっており、地域ニーズの把握や成年後見制度の活用、生活支援体制の整備等に積極的に取り組む姿勢が確認された。
- ・ 一方で、「組織マネジメント・事務効率化」や「介護予防支援」に関する項目では、ケアプランデータ連携システム等の導入・活用が進んでいない状況や、三職種による介護予防支援業務の担当件数が上限値を超過している状況が確認され、基準点を下回った。
- ・ これらの評価結果を踏まえ、特に加点があった評価すべき取組等については、各センター担当者が参加する研修会や情報交換の場等を通じて横展開を図り、センター全体の取組の質の向上につなげていくとともに、課題が見られた項目については、必要な指導や支援を行い、継続的に地域包括支援センターの機能強化に取り組んでいく。

≪個別評価≫

1 地域包括ケアシステムの構築・推進（全6項目）

[評価の考え方]

センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する。

[評価結果]

(評価項目と点数)

	令和6年度	基準点
地域包括ケアシステムの構築・推進	12.9点	12点

(評価内容)

- 各センターにおいて、担当圏域の高齢者人口、高齢化率、単身世帯の状況、さらには高齢者の地域ニーズといった基礎データを適切に把握し、その情報を地域ケア計画等に取りまとめて掲載しており、概ね全てのセンターで評価項目を満たす結果となっている。
- 特に、地域ニーズの掘り起こしや、地域住民が主体となって高齢者支援を担う「地域の担い手づくり」に向けた取組が積極的に行われており、多くのセンターで規定回数以上の取組が行われている。

2 組織・運営体制（全22項目）

[評価の考え方]

地域課題を踏まえた事業計画の策定と業務改善の取組、センター長を中心とした業務量の最適化と職員の専門性を活かしたチームアプローチの実施状況などについて評価する。

[評価結果]

(評価項目と点数)

	令和6年度	基準点
組織・運営体制	41.6点	44点
① 事業計画について	7.7点	8点
② 組織マネジメント・事務効率化について	10.9点	14点
③ 人材確保・人材育成について	13.6点	12点
④ 個人情報の取扱い・カスタマーハラスメントについて	9.4点	10点

(評価内容)

- 他の評価区分と比較すると加点要素が少ない項目となっている、概ね基準点に近い点数となっており、各センターの運営が適切に行なわれていると考えられる。
- 「③人材確保・人材育成について」は、多くのセンターで基準回数を超えて職場内外での研修に参加するなど、積極的に人材育成に取り組んでいる状況が確認された。
- 一方で、令和6年度においては、職員の退職や育児休暇取得等により、5センターで職員配置基準を満たすことができない状況（1か月～5か月程度）が生じた。センター職員の欠員は、センターの安定的な運営に影響を及ぼし、配置職員の業務負担増大にもつながるため、センターの人員体制確保に向けて対応を検討する必要がある。
- 「②組織マネジメント・事務効率化」の評価項目の一つである「ケアプランデータ連携システムの活用」については、システムの導入促進を図るため市が独自に評価項目を設定しているものであるが、令和6年度中はシステムの導入検討に留まるなど、実際の導入事例がなかったことから、平均点が基準点を大きく下回っている。ICTの活用により事務負担の軽減が期待されることから、引き続き、導入促進を図っていく必要がある。
- 個人情報の持出・開示時における対応については、センター内での口頭確認等に留まるなど、評価基準にある管理簿での把握が行われていないセンターが複数確認されたため、市で標準的な様式例を提示するなど、適切な取扱いを指導していく。

3 総合相談支援事業（全20項目）

[評価の考え方]

地域包括支援ネットワークの構築を通じて、ニーズの発見や家族介護者や複合的な課題を抱えた世帯等への支援につなげる体制が整備されているか、市町村との連携のもとで総合相談を実践できているかなどを評価する。

(評価項目と点数)

		令和6年度	基準点
総合相談支援事業		40.8点	40点
①	ネットワークの構築について	15.7点	14点
②	総合相談の実践について	7.7点	8点
③	家族介護者支援について	9.7点	10点
④	複合的な課題がある世帯への対応について	7.7点	8点

(評価内容)

- ・「①ネットワークの構築について」は、多くのセンターで地域の住民や関係機関との連携が活発に行われており、基準点を上回る評価となっている。
- ・8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー等の「④複合的な課題を抱える世帯への対応について」は、センター内の定期的なミーティングや、関係機関との地域ケア会議を適切に実施することで、複雑な課題を多角的に整理・共有し、適切な支援策を検討・実行するなど、適切に対応している。

4 権利擁護事業（全 10 項目）

[評価の考え方]

高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護ができているかを評価する。

[評価結果]

(評価項目と点数)

	令和 6 年度	基準点
権利擁護事業	20.6 点	20 点

(評価内容)

- ・権利擁護事業においては、全体平均が基準点を上回る 20.6 点となり、各センターの積極的な取り組みが確認できた。
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待、認知症高齢者への対応などの権利擁護業務については、相談件数は減少傾向にあるものの、内容は複雑かつ困難なケースが多く、対応には一層の経験と専門性が求められる中、成年後見制度の周知や高齢者虐待事例への対応については、評価点が高くなっており、各センターにおいて適切に対応が行われている。
- ・消費者被害に関しては、警察から提供されたチラシ等を活用して地域の通いの場への参加者や、民生委員・児童委員の方へ随時情報提供を行うとともに、戸別訪問等の際に、消費者被害の可能性がある事案を把握した際は、消費者センターや警察へつなぐなど、関係機関と連携した対応を行っている。

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援（全 21 項目）

[評価の考え方]

介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行うことができているか、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画について適切に検証を行っているかについて評価する。

[評価結果]

(評価項目と点数)

		令和6年度	基準点
包括的・継続的ケアマネジメント支援		22.1点	22点
①	介護支援専門員への支援について	14.4点	14点
②	介護予防サービス計画の検証について	7.7点	8点

(評価内容)

- 多くのセンターにおいて、地域の介護支援専門員を対象とした研修会等が基準回数を上回って開催されており、介護支援専門員同士のネットワーク構築に向けた取り組みは、概ね順調に進んでいる。
- 指定居宅介護支援事業所が作成（新規・更新）した介護予防サービス計画については、全てのセンターにおいて、介護予防や自立支援に向けたプランとなっているか、通いの場などの社会資源の活用ができないかなどの確認を行っている。

6 地域ケア会議（全11項目）

[評価の考え方]

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築を行えるように、地域ケア会議を活用できているか、地域ケア会議で把握した地域課題に対して、適切に対応することができているかを評価する。

[評価結果]

(評価項目と点数)

		令和6年度	基準点
地域ケア会議		22.5点	22点
①	地域ケア会議の開催状況等について	12.0点	12点
②	地域課題の把握・対応について	10.5点	10点

(評価内容)

- 地域ケア会議の開催については、自立支援型地域ケア会議や課題検討型地域ケア会議を通じた地域課題の抽出、ネットワークの構築等により地域包括ケアシステムの基盤としての役割を担っている。
- 連絡会や研修会、地域ケア会議等の各種会議等については、コロナ禍以降、ICTを活用した開催方法を適宜取り入れており、概ね評価基準以上の実施回数となっている。
- 地域課題については、地域住民が参加する地域ケア会議や区のケアシステム推進会議での検討を経て、必要に応じて、市全域のケアシステム推進会議の中で、多職種連携の中で課題解決に向けた検討を行っている。

7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援（全12項目）

[評価の考え方]

市町村の方針に基づき、センター職員や介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施しているかを評価する。

[評価結果]

(評価項目と点数)

	令和6年度	基準点
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	22.9点	24点

(評価内容)

- 各センターにおいて、自立支援・重度化防止を意識したケアマネジメントの取組が実践されるなど、概ね評価項目を満たしているが、次の2項目については平均点が低くなっている。
- 介護予防サービスにおける同一法人の事業所利用割合が基準（50%以下）を超過したセンターが複数確認された。地域の基幹的な病院等を運営している母体法人がセンターの運営事業を担っていただいている場合が多い中、地域によっては母体法人系列以外の事業所が少ない圏域等もあることから、地域の実情を把握しながらも、公平・中立の観点から、必要な指導を行っていく。
- 三職種の介護予防支援業務の担当数については、上限を一人当たり20件と設定している中、圏域内の高齢者人口の増加や職員の退職などを主な要因として、27センター中13センターで上限数を超過していた。市からの委託業務に支障が生じないよう、居宅介護支援事業所への委託や、居宅介護支援事業所による直接担当の件数をいかに増加させていくかが課題となっている。

8 包括的支援事業（社会保障充実分）（全11項目）

[評価の考え方]

包括的支援事業それぞれの事業におけるセンターの役割に対して、適切に事業推進することができているかどうかを評価する。

※包括的支援事業：生活支援コーディネーター業務、認知症施策など

[評価結果]

(評価項目と点数)

	令和6年度	基準点
包括的支援事業（社会保障充実分）	23.3点	22点

(評価内容)

- ・この項目では、全体平均が基準点を上回る 23.3 点となり、各センターが包括的支援事業の推進に積極的に取り組んでいることが確認できた。
- ・各センターで生活支援等サービスの体制整備に向けた協議体（運営協議会との同時開催を含む）を開催しているが、地域との連携のもと、多くのセンターで規定回数以上の開催を行っている。
- ・生活支援コーディネーター業務としては、「くまもと元気くらぶ」や「地域支え合い型サービス」の新規立ち上げおよび運営支援に加え、市が養成する介護予防サポーターと、通いの場や生活支援を必要とする方々とを結びつける「マッチング事業」にも積極的に取り組んでいた。

Ⅲ 評価結果を踏まえた今後の対応

今回の評価結果等を踏まえた今後取り組むべき課題とその対応は以下の通りです。特に、平均点が基準を下回った項目に重点的に対応し、質の高い地域包括支援センターの運営体制の構築を目指します。

(組織・運営体制)

- ケアプランデータ連携システムについては、システムの導入促進に向けて、令和7年度から導入しているセンターへのヒアリング等を通じて業務効率化の状況や導入促進の課題等を把握し、未導入のセンターに対して周知や情報提供を行い、導入の促進を図る。
- 「メディカルネットワークの活用」は、サービスの周知啓発、情報提供などに取り組んでいるが、参加同意獲得に繋がらないことが多く、今後も働きかけを続ける必要がある。
- 職員の退職や育児休暇取得等により、職員の欠員が生じるセンターが散見される状況にあることから、引き続き常勤による職員配置を基本としつつ、一定の要件のもと常勤換算方式を導入し、柔軟な職員配置を可能とする。

(権利擁護関連)

- 成年後見業務における地域包括支援センターや成年後見支援センターなどの相談機関相互の役割分担については、権利擁護連絡会にて共有された整理を基に、当該連絡会等において、見直しや検討を継続し、より効果的な利用者支援につなげていく。

(介護予防ケアマネジメント・介護予防支援)

- 居宅介護支援事業所による介護予防支援の直接担当件数の増加に向けては、これまでも事業者募集時の周知や、居宅介護支援事業所の新設申請時における制度案内等を実施している。今後も、これらの周知・案内を継続して実施し、介護予防支援を直接担当できる事業所の増加を図っていく。

(全体的な取組)

- 各評価項目において、特に評価すべき取組として加点が認められた事例については、今後、各センター担当者が参加する研修会や情報交換の場等を活用し、当該取組の内容や工夫点を共有することで、取組状況の横展開を図り、センター全体としての取組の質の向上につなげていく。